

店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）に係るご注意

本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

また、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことが出来ることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しております。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1）ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・法人のお客様の場合
- ・個人のお客様で、当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

（注2）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

店頭外国為替証拠金取引
(ひまわり FX)
シストレ口座
取引説明書



ひまわり証券
sec.himawari-group.co.jp

ひまわり証券の店頭外国為替証拠金取引(ひまわりFX)をされるに当たっては、取引説明書・ガイドブック及び取引約款の内容を十分に読んでご理解ください。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

ひまわりFXシストレ口座のリスク等重要事項について.....	1
ひまわりFXシストレ口座の仕組みについて.....	2
取引の方法.....	2
証拠金.....	3
決済に伴う金銭の授受.....	4
店頭外国為替証拠金取引に係る税金について.....	4
当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について.....	4
ひまわりFXシストレ口座の取引について.....	5
取引の際の手続き.....	5
店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為.....	6
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語.....	7
書面の電磁的方法による交付等に係る取扱約款.....	9

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引であるひまわりFXのシストレ口座について説明するものです。

ひまわり FX シストレ口座のリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は、当該国等の経済情勢や政治動向等の状況の変化によって取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額が預託した証拠金の額を上回る場合があります。スワップ金利は、取引対象である通貨の市場金利を反映するため、市場金利が変動すれば、スワップ金利も変動します。その際、スワップ金利が受取りから支払いに転じることもあります。又、スワップ金利は、日々、取引口座で円貨にて受け払いします。相場状況の急変により、ビッド価格とアスク価格の価格差(スプレッド)が広がったり、取引する通貨によっては、市場での売買高が少ないため、新規・決済取引の区別に関わらず、意図した取引ができない可能性があります。取引システム又は金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しや送金などが行えない可能性があります。これは第三者が提供しているソフトウェア等に起因するものも含まれます。新規取引又は転売若しくは買戻しに係る手数料相当額は発生しません。お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。お客様の資産は、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社三井住友銀行への金銭信託により信託保全を行い、当社の自己資金とは区分して管理しております。

当社のカバー先金融機関は、平成24年1月9日現在以下の通りです。

株式会社外為オンライン(金融商品取引業)

F X C M ジャパン証券株式会社(金融商品取引業)

当社「店頭外国為替証拠金取引」では、お客様からのご注文は、当社によって執行され、お客様と当社との間で契約が締結されます。なお、当社は、当該取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、上記に掲げた金融機関(以下「カバー先金融機関」という)との間でカバー取引を行っておりますが、本取引については当社が全責任を負っており、カバー先金融機関とお客様との間には一切の契約関係はなく、本取引にかかるお客様からのご質問、ご照会に応じることはなく、本取引より生じ得る損失についてお客様が直接カバー先金融機関に請求権を持つことはありませんので、ご承知おきください。

なお、カバー先金融機関は予告なく追加変更されることがあります。最新の情報は当社HP上にてご確認ください。当社コールセンターまでお問い合わせください。

ひまわり FX シストレ口座の仕組みについて

当社における店頭外国為替証拠金取引の業務は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

ひまわり FX は、お客様があらかじめ証拠金を当社に預託し、それをもとに直物外国為替相場を取引対象として預託した証拠金額に比して大きな金額の取引を行うことができるものです。本取引は取引所委託取引でなく、当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引です。

取引の方法

ひまわり FX シストレ口座の取引内容は次の通りです。

a. 取引の対象（通貨ペア名） 最小取引単位、最小変動幅は以下の通りです。

なお、手数料相当額は発生いたしません。

通貨ペア	最小取引単位	最小変動幅
ドル/円(USD/JPY)	10,000	0.001
ユーロ/円(EUR/JPY)	10,000	0.001
イギリスポンド/円(GBP/JPY)	10,000	0.001
オーストラリアドル/円(AUD/JPY)	10,000	0.001
ニュージーランドドル/円(NZD/JPY)	10,000	0.001
カナダドル/円(CAD/JPY)	10,000	0.001
スイスフラン/円(CHF/JPY)	10,000	0.001
ドル/スイスフラン(USD/CHF)	10,000	0.00001
ユーロ/ドル(EUR/USD)	10,000	0.00001
ユーロ/イギリスポンド(EUR/GBP)	10,000	0.00001
ユーロ/オーストラリアドル(EUR/AUD)	10,000	0.00001
ユーロ/ニュージーランドドル(EUR/NZD)	10,000	0.00001
ユーロ/カナダドル(EUR/CAD)	10,000	0.00001
ユーロ/スイスフラン(EUR/CHF)	10,000	0.00001
イギリスポンド/ドル(GBP/USD)	10,000	0.00001
イギリスポンド/オーストラリアドル(GBP/AUD)	10,000	0.00001
イギリスポンド/スイスフラン(GBP/CHF)	10,000	0.00001
オーストラリアドル/ドル(AUD/USD)	10,000	0.00001
オーストラリアドル/ニュージーランドドル(AUD/NZD)	10,000	0.00001
オーストラリアドル/カナダドル(AUD/CAD)	10,000	0.00001
ニュージーランドドル/ドル(NZD/USD)	10,000	0.00001

b. 当社が各通貨組合せごとにビッド価格とアスク価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買付け、ビッド価格で売付けることができます。当社は、お客様に提示するビッド価格を銀行間市場の仲値を中心にして市場状況に応じて仲値より低い価格で決定し、アスク価格を仲値より高い価格で決定します。従ってアスク価格はビッド価格よりも高くなっています。

c. 建玉は、転売又は買戻しをすることで決済できます。

d. 通貨の転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。実質的には売付けた通貨を借り入れ、買付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップ金利を当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップ金利は、お客様が受け取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。又、通貨間の金利差が小さいときや経済情勢や政治動向等により、受取りから支払いに転じたり、売買ともに支払いとなる場合があります。

e. 取引を行った場合の受渡日は、原則当該取引を行った日の翌々営業日とします。但し、当該翌々営業日が当該通貨国市場又は米国の休業日にあたる場合は、当該通貨国市場及び米国市場に共通する翌営業日とします。外国為替市場の商習慣等により受渡日は前後することがあります。

証拠金

証拠金の差入れ（ひまわり FX レギュラー口座からの振替）

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、取引に必要な証拠金額以上の額をあらかじめ当社に差し入れてください。なお、ひまわり FX シストレ口座における証拠金の差入れは、ひまわり FX レギュラー口座からの振替によって行うこととします。又、ひまわり FX シストレ口座において証拠金として充当できる通貨は円貨のみとなります。

必要証拠金額（取引証拠金）

ひまわり FX シストレ口座の必要証拠金額は、毎週水曜日のクローズ時レートを基準に計算をして見直しを行い、翌々週の週初から適用します。両建てを行なっている場合は売りポジションと買いポジションのいずれか大きい方の持ち高を計算の基礎とします。なお、個人のお客様は証拠金率が4%以上の金額に、法人のお客様（別途に申請が必要となる場合があります。）は証拠金率が1%以上の金額になるように設定します。

最小取引単位あたりの必要証拠金の算出方法

個人：通貨ペアの取引通貨の対円水曜クローズ時レート×10,000通貨×4%

（1,000円に満たない額がある場合は、切り上げて必要証拠金額とする。）

法人：個人の必要証拠金額の4分の1に相当する金額

平成22年7月16日以前にシストレ口座を開設された法人のお客様及び平成23年2月28日以降に口座開設の申込をされた法人のお客様は、証拠金率が約1%でお取引いただけます。それ以外の法人のお客様は、個人のお客様と同じ証拠金率になっておりますので、証拠金率約1%をご希望の際はお問合せください。

異常な相場変動発生等の理由により予告なしに必要な証拠金額を変更することがあります。変更した時には未決済ポジションの取引に係る証拠金に対しても変更後の必要証拠金額が適用されます。又、当社が必要と判断する場合においては、別途の必要証拠金額を定める場合があります。

現金の引出し（ひまわり FX レギュラー口座への振替）

純資産が必要証拠金額を上回っている場合、その余剰金のうち、現金残高を上限としてひまわり FX レギュラー口座へ振替を行うことができます。現金の引出しは、ひまわり FX レギュラー口座において、純資産が必要証拠金額を上回っている場合、その余剰金のうち、現金残高を上限として引き出すことができます。

マージンカットの取扱い

純資産が、必要証拠金額を下回った場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算においてすべての建玉を反対売買して決済します。

マージンカット水準はマージンカットの手続きを開始する水準であり、相場状況によっては預託した証拠金額以上の損失額が発生することがあります。又、システム障害等の原因により、予定された通りにマージンカットの手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預かった証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、その場合の原因が天変地異等の当社の責に帰することができない事由については、免責とすることがあります。これらの場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。

証拠金の返還（ひまわり FX レギュラー口座からの返還）

お客様が店頭外国為替証拠金取引について転売又は買戻しを行った後に、差し入れている証拠金の返還を請求したときは、原則、返還可能額の範囲内においてご出金依頼をされた日(15:20まで受付)の翌営業日が証拠金の返還日となります。

なお、ひまわり FX シストレ口座における証拠金の返還は、ひまわり FX レギュラー口座へ振替を行った後に行うこととします。

重要注意点

取引に必要な証拠金とマージンカットの適用が同じ水準である点にご注意ください。余剰金が少ない状態でポジションをお持ちになってもすぐにマージンカットになることがあります。

決済に伴う金銭の授受

決済は転売又は買戻しにより行い、決済に伴う金銭の授受は該当の取引口座内において取引日当日に行います。転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

約定価格差 × 取引数量

なお、差損益金は全て円貨で発生します。

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

店頭外国為替証拠金取引に係る税金について

個人のお客様の場合、店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（決済して受渡しが発生した売買損益及びスワップ金利の合計）に係る税金については、発生した時期により以下の取扱いとなります。

・2011年12月31日までに発生した益金

雑所得（総合課税）の対象となり、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。

・2012年1月1日以降に発生した益金

雑所得（申告分離課税）の対象となり確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客様の場合、店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。

金融商品取引業者は、顧客に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家又は管轄の税務署にお問い合わせください。

当社の概要

商号等	ひまわり証券株式会社（金融商品取引業者）関東財務局長（金商）第150号
本店所在地	〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1
加入協会	社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会
資本金	4,330,028,128円
主な事業	金融商品取引業・投資助言業
設立年月	平成14年2月14日
連絡先	: 0120-86-9686 E-Mail : himawarifix-st@sec.himawari-group.co.jp

苦情受付窓口

受付時間	午前9時から午後5時まで
窓口	法務コンプライアンスチーム
受付方法	電話 03-5400-3590

苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話番号 : 0120-64-5005（フリーダイヤル）

URL : <http://www.finmac.or.jp/>

東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

ひまわり FX シストレ口座の取引について

取引の際の手続き

お客様が当社にてひまわり FX シストレ口座の取引をする際の手続きの概要は、次の通りです。

取引の開始

a. はじめに

当社からひまわり FX に関する取引説明書とひまわり FX ガイドブック及び取引約款が交付されますので、ひまわり FX の概要やリスクについて十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

b. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ当社に「外国為替取引約諾書・確認書/口座開設申込書」又は「外国為替取引口座開設書」を差し入れていただき、当社にて審査した後、店頭外国為替証拠金取引口座の設定手続きを開始します。その際、ご本人である旨の確認書類を差し入れていただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要となります。

c. ひまわり FX シストレ口座の設定

ひまわり FX シストレ口座の取引の開始にあたっては、ひまわり FX 口座の設定手続きが完了した後に、審査を受けていただき、口座の設定手続きを開始します。

注文の指示

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に次の事項を正確に指示してください。

a. 注文する通貨の組合せ

b. 売付取引又は買付取引の別

c. 注文数量

d. 価格（指値又は成行）（指値には、当社が提示するビッド価格又はアスク価格に応じる場合を含む。）

e. 注文の有効期限

f. その他お客様の指示によることとされている事項

転売又は買戻しによる建玉の決済

ひまわり FX シストレ口座はソフトウェア等を用いた自動売買（システムトレード）に対応するため、その特性上、両建てに対応しており、建玉の決済は転売又は買戻しにより行います。

両建ては、お客様にとってビッド価格とアスク価格の差、支払いスワップ金利と受取りスワップ金利の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠く恐れがあります。

注文をした取引の成立

注文をしたひまわり FX シストレ口座の取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を作成して、お客様の閲覧に供するものとします。

建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、取引の成立ごとにひまわり FX シストレ口座の建玉、証拠金額及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を作成して、お客様の閲覧に供するものとします。

電磁的方法による書面の交付

電子的方法による報告書の交付をご利用いただきます。

当社からの報告書や通知の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会ください。

ひまわり FX の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

a. 店頭外国為替証拠金取引契約(お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為

b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(但し、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)

d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

g. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

i. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)

m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為

r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為

s . 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

t . 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

u . 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。V.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること（法人顧客には適用されません）

v . 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること（法人顧客には適用されません）

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語（五十音順）

相対取引（OTC取引）

取引所を通さず、当事者間で売買を成立させる方法

アスク（Ask）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることをいいます。

お客様はその価格で買付けることができます。

イフダン（If Done Order）

順位ある2つの指値注文を同時に出し、1次の注文が約定後、自動的に2次の注文が有効になる注文方法

インターバンク市場（Interbank Market）

銀行と銀行の間で取引される銀行間市場のこと

受渡日（Value Date）

ポジションは、お取引された日の通常2営業日後に実現化され、その実現化される日のことをいいます。但し、通貨ペアや各国祝祭日等の関係で例外があります。

受渡決済（うけわたしけっさい）

取引の決済にあたり、差金決済をせず、原商品（取引対象通貨）とその対価の授受により決済する方法をいいます。（外国為替証拠金取引の場合は、売付けた通貨を引き渡して買付けした通貨を受け取ること）

売建玉（うりたてぎよく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

エフエックス（FX）

Foreign Exchange(外国為替取引)の略です。

オーシーオー（OCO=One Cancels The Other）

2つの指値注文を同時に出し、一方の注文が約定したら自動的にもう一方がキャンセルされる注文方法

オーティーシー（Over The Counter）

相対取引（OTC取引）。「カウンター越しに」という意味です。

オファー（Offer）

アスク（Ask）と同じ

外国為替証拠金取引

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいいます。デリバティブ取引の一つです。

買建玉

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

買戻し

売建玉を決済する（売玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

カバー取引 (Cover)

発生したポジションの反対の取引を行うことによってマーケットリスクを相殺する取引で、外国為替取引の場合は、インターバンク市場やその他の者を相手方として行うことをいいます。

金融商品取引業者

外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

決済指定

ポジションを決済するときに対象玉を指定することをいいます。

差金決済 (Contract For Difference)

取引の決済にあたり、原商品 (取引対象通貨) の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

指値注文 (Limit Order)

価格の限度 (売りであれば最低値段、買いであれば最高値段) を示して行う注文方法をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。

ジーティーシー (GTC = Good Till Cancel)

お客様がキャンセルするまで有効な注文

ジーティーディーエイチ (GTDH = Good Till Day Hour)

お客様が指定する日時まで有効な注文

時価評価 (Mark To Market)

当社の場合、証拠金や純資産等を計算するときの前日の終値を基準とするのではなく、その時々の為替レートを使って評価することをいいます。

純資産

「ひまわり FX」の場合、現金残高に未実現損益とスワップ金利、入出金予定額 (当社において確認が来ているものに限る) を加算した取引口座における純資産額をいいます。

証拠金 (Margin)

取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる担保金 (保証金) をいいます。

ショート (Short)

売り持ちのこと。ショートポジションは売建玉を意味します。

ストップオーダー (Stop Order)

ある一定のレベルまで上がったらかう或いは下がったら売る注文方法
追隨して売りたいとき又は買いたいとき、現在保有しているポジションの損失額を限定してしまいたい場合や一定の利益を確保したい場合に使います。

スプレッド (Spread)

売値と買値の差

スワップ金利 (Swap)

通貨間の金利差調整額をいいます。

ツーウェイプライス (Two Way Price)

売値と買値が一組になっているもの

デイ・オーダー (Day Order)

当日のみ有効な注文、米国の冬時間・夏時間によって日本時間で1時間の差異が生じます。

デリバティブ取引

先物取引及びオプション取引のようにその価格が取引の対象の価値 (数値) に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

店頭デリバティブ取引

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。ひまわり FX は店頭デリバティブ取引に該当します。

転売

買建玉を決済する (買玉を減じる) ために行う売付取引をいいます。

特定投資家

店頭デリバティブ取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取扱うよう申し出ることができ

ます。

取引証拠金

取引をするのに必要な証拠金をいいます。

値洗い

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えすることをいいます。

媒介取引 (Introducing Broker)

アイビー契約 (IB=Introducing Broker) と同じ。

バグレート (Bug Rate)

配信レートが不適切 (異常) なレートで配信されること

バリュー・デイト (Value Date)

受渡日と同じ。

ビッド (Bid)

金融先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を買付ける旨の申出をすることをいいます。

お客様はその価格で売付けることができます。

ファーストイン・ファーストアウト (FIFO=First In First Out)

ポジションを決済する際、日付の古い順に決済するルール

ヘッジ取引

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定することをいいます。

ポジション (Position)

建玉のこと、オープンポジション (Open Position) の簡略化した言い方です。

本人確認

取引等に際して本人特定事項を用いて顧客を確認すること。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づいて金融機関等に義務づけられています。

マージン (Margin)

マージンとは、英語で証拠金のことをいいます。

マージンカット (Margin Cut)

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融先物取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

リミットオーダー (Limit Order)

指値注文と同じ。

両建て

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

レートフィード (Rate Feed)

注文約定の根拠となる価格を提示すること

ロールオーバー (Roll over)

外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すこと

ロング (long)

買い持ちのこと。ロングポジションは買建玉を意味します。

書面の電磁的方法による交付等に係る取扱約款

(目的)

第1条

この規定は、ひまわり証券株式会社 (以下「当社」といいます。) の店頭外国為替証拠金取引のオンライン取引 (以下「ひまわり FX オンライン取引」といいます。) に関して、当社がお客様に交付すべき書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織 (当社等の使用に係る電子計算機と、お客様等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。) を使用する方法 (以下「電磁的方法」といいます。) により提供する場合における方法等及び書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付を受ける場合における方法等 (以下「電子交付等」といいます。) を定めたものです。

(書面の種類)

第2条

お客様が電子交付等を利用できる書面は、金融商品取引法等により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面とします。

- (1) 取引残高報告書
- (2) 取引報告書
- (3) ひまわり FX 取引説明書(契約締結前交付書面)
- (4) その他当社が定め、当社のホームページ上に掲げるもの

(電磁的方法による交付方法)

第3条

本規定により、当社が行う電子交付等とは次の各号に掲げる方法とします。

- (1) 前条の(1)及び(2)は、当社の使用に係るデータベースサーバ内に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに記録されている記載事項を顧客の閲覧に供する方法
- (2) 前条の(3)は、当社のホームページからリンク等により接続される閲覧ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法。或いは当社のホームページにおいて書面の記載事項を顧客の閲覧に供し、顧客等の使用する電子計算機又は顧客等が契約しているデータセンター等に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
- (3) その他当社が定めるものについては、1号或いは2号のいずれかに定める方法

(電子交付等の申込)

第4条

お客様は、当社のホームページより電子交付等を申し込むものとします。ただし、当社の口座開設時に同時に申し込むことができるものとし、その場合、口座開設完了した場合にのみ申込を承諾したものとします。

(確認事項)

第5条

お客様は、次の事項について確認を行うものとします。

- (1) 電子交付を受けるため、顧客ファイル及び閲覧ファイルを閲覧できる環境であること
- (2) 前項の各ファイルを出力し、書面の作成が可能であること(プリンタ等を保有し、印刷可能であること)
- (3) 電子交付等を受けるに際し電子計算機が当社が必要と認める環境(OS、閲覧用アプリケーションのインストール等)に合致していること

(電子交付等の申込の撤回等)

第6条

お客様が当社に対し、当社所定の形式により前条の申込に対し解約等の通知を行った場合、当社は電子交付等の提供をすることができないものとします。ただし、ひまわり FX オンライン取引は電子交付等の利用が前提となるサービスの為、その後の取引については、制限をさせていただく場合があります。

(解約)

第7条

当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、電子交付等のサービスを解約するものとします。

- (1) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入の上、ひまわり FX オンライン取引の解約を申し出た場合
- (2) お客様が電子交付等のサービスの利用に限らず、届出事項等について事実と反する届出等を行ったと当社が認めた場合
- (3) お客様が本規定及び当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反した場合
- (4) その他やむを得ない事由により、当社がひまわり FX オンライン取引の中止を申し出た場合

(免責事項)

第8条

当社は、次の事由によりお客様及び第三者に生じた損害について、その責めを負わないものとします。

- (1) 何らかの事由により電子交付等のサービスの全て若しくは一部の提供が不可能となった場合

- (2) 通信回線及び通信機器、コンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬、停滞、省略及び中断ならびにシステム障害等
- (3) お客様の ID 及びパスワード等（以下「認証番号」といいます。）をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届け出られている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証が行われた電子交付等のサービスの利用により生じた損害
- (4) ファイルの保存、実行、削除、印刷等、お客様の使用に係る電子計算機に生じたあらゆる不具合等
- (5) 法令の変更、監督官庁の指示、若しくはその他の必要な事態が発生した時に、当社が書面の電子交付等に代えて、既に電子交付等を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を受けること

（本規定の変更）

第9条

当社は、法令諸規則の変更又はその他必要が生じた時には、この規定が改定されることがありますが、その場合には、お客様にその変更事項を通知いたします。この際、所定の期日までに異議の申出がないときは、お客様はその変更に同意したものとします。



お問い合わせ・お申込みは

0120-86-9686

E-mail: himawarifix-st@sec.himawari-group.co.jp

店頭外国為替証拠金取引（ひまわりFX） 約款・規定集

ひまわり証券株式会社

〒105-0022

東京都港区海岸1-11-1

Tel:0120-86-9686

関東財務局長（金商）第150号

目 次

1 . 店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）約款	P2
2 . ひまわり FX 取引規定	P12
3 . ひまわり FX オンライン取引利用規定	P16

店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）約款

店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）約款（以下「本約款」という。）は、契約者本人（以下「お客様」という。）がひまわり証券株式会社（以下「当社」という。）の間で行う「店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）」（以下「本取引」という。）に関する権利・義務関係を明確にするための取決めである。

お客様が、本約款・「ひまわり FX 取引規定」（以下「取引規定」という。）・別紙の「店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）レギュラー口座説明書」および「店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）シストレ口座説明書」（以下「取引説明書」という。）を十分理解し、それぞれに規定したルールに従って取引を行うことを同意された場合のみ、当社はお客様との取引を行うものとする。

お客様は、当社から説明を受けた、本約款第 2 条第 1 項に定義する本取引の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分把握し、お客様の判断と責任において本取引を行うものとする。ついては、当社に本取引口座を設定するに際し、金融商品取引法その他の関係法令および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」（以下「確認書」という。）を差し入れる、または電磁的方法により、その内容を同意するものとする。

第 1 条 本取引口座による処理

- 1 お客様が今後当社と行う本取引において、当該取引に係る証拠金その他の保証金（以下「証拠金」という。）当該取引について転売もしくは買戻しによる決済取引を行った場合の損益金その他授受する金銭は、すべてこの本取引口座で処理すること。
- 2 本取引口座を開設するにあたり下記に示す全条件に同意もしくは該当していること。
 - ・ 本約款、取引規定及び取引説明書を熟読し同意すること。
 - ・ 本取引の内容、仕組み及びリスクについて十分理解し同意すること。
 - ・ 当社と電話や電子メールで常時連絡が取れること。
 - ・ 本取引にかかる報告書面の電磁的方法での交付に同意すること。
 - ・ 個人情報保護法に準拠した個人情報の取り扱いに同意すること。
 - ・ お客様ご利用の金融機関口座は、国内に存在する金融機関の口座を指定すること。
 - ・ 本取引口座の開設は、当社の審査基準に基づき適否を判定するものとし、当社が承諾した場合に限り、開設できること。
 - ・ お客様が法人の場合、本取引を行うことは、法令その他の諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を有していること。

第 2 条 取引対象及び決済方法

- 1 お客様が当社と行う本取引は、通貨の売買取引で、金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定す

- る店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する店頭金融先物取引の一つであること。
- 2 お客様が当社と行う本取引の形態は、店頭相対取引であり、インターネットを利用したオンライン取引により行うこと。
 - 3 お客様が当社と行う本取引の決済は、転売もしくは買戻しによる差金決済で行うこと。
 - 4 差金決済による金銭の授受は日本円にて行うこと。
 - 5 お客様が取引した本取引の建玉は、取扱時間内において、お客様の意思で決済することができること。但し下記の場合においては、当社がお客様の意思に関係なくこれを決済することができること。

(1) 第12条に定める期限の利益の喪失の場合。

(2) 第13条第6項に該当する場合。(ロスカット・マージンカット)

お客様は上記各号の処理が行われたことによって発生した損害について、当社に対して一切の異議申し立てができないこと。また上記第5項第2号規定により決済を行った場合には、その約定値段により売買損益を計算し、当該売買差損益の受払いを行うものとする。

第3条 注文の際の指示

お客様が当社と行う本取引の種類、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行方法については、当社の応じ得る範囲内で、お客様があらかじめ指示するところにより行うこと。

第4条 注文の執行および処理

- 1 本取引の約定日(以下「約定日」という。)は、お客様の注文に係る取引の成立を当社が確認した日とすること。
- 2 当社への注文は、原則として当社が定めた取扱時間内に行うこと。
- 3 お客様は取扱時間内において、取引成立前であれば、本取引における注文の変更、及び取消を行うことができること。
- 4 当社において遅滞なく処理される限り、時差、取扱時限等の関係からお客様の発注日時と約定日時とが異なっても差し支えないこと。
- 5 取引の成立を確認したときは、当社は、遅滞なく電磁的方法にて取引成立の旨を通知すること。
- 6 本取引において、売買注文は注文受付が成立した後に執行されること。
但し、次の事項のいずれかに該当する場合は売買注文の執行は行われぬ。
 - ・ 第5条第1項で定める証拠金の必要額が不足する場合の新規売買。
 - ・ その他、お客様保護の観点から当社が不相当と判断した場合。

第5条 証拠金の取扱い

お客様が当社に預託する本取引に係る証拠金の取扱いについては、次の各号に定めるところに

よること。

- (1) 新規の売付取引または新規の買付取引の注文をするときは、あらかじめ、当社の定める証拠金の必要額（以下「取引証拠金」という。）以上の額を、証拠金として、当社の定める方法により、当社に預託すること。
- (2) 有価証券等による充当はできないこと。
- (3) 本取引に係る証拠金としてお客様が預託している現金の引き出しおよび返還については、取引説明書に従って当社の定めるところによること。
- (4) 当社は、経済情勢等の変化に伴い取引証拠金額を変更することができることとし、取引証拠金額を変更したときは、未決済建玉の取引証拠金に対しても変更後の取引証拠金額を適用できること。
- (5) 前各号に定めるほか、お客様が当社に預託する本取引に係る証拠金の取扱いについては当社の定めるところによること。

第6条 建玉の限度

お客様の本取引による建玉は、当社の定める基準の範囲内とすること。

第7条 決済期限の繰り延べ

- 1 外国為替直物市場は取引の2営業日後に外貨とその対価の交換を実施するが、本取引は建玉のロールオーバー（建玉の決済日を翌日以降に繰り延べること）を行うことで、建玉を維持継続すること。
- 2 ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになる為、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受すること。

第8条 決済条件の変更

お客様は、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、当社がお客様の本取引について決済期日等の決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。

第9条 諸通知

- 1 お客様は、当社より次の通知を受けた場合には内容を確認の上その内容に従うこと。
 - (1) お客様の本取引（未決済のものに限る。）に係る取引証拠金額の変更の通知。
 - (2) お客様の本取引に係る重要な取引の内容の変更の通知。
- 2 当社はお客様の本取引に係る建玉残高、証拠金の残高等を電磁的方法により通知する。

第10条 諸料金等

- 1 お客様は、当社所定の手数料および公租公課その他の賦課金を、当社の定める時期および

方法により、当社に支払うものとする。

第 11 条 禁止事項

- 1 お客様は、以下の事項を行ってはならないものとする。
 - (1) 当社の用意したインターフェイスを介さずに注文を行う行為。
 - (2) 第三者に取引システムを利用させる行為。
 - (3) 代理にて取引システムを利用させる行為。
 - (4) 取引システムの欠陥を利用した取引行為。
 - (5) 当社への虚偽の申請を行う行為。
 - (6) 他人の ID ・ パスワードを利用する行為。
 - (7) 反社会的勢力の一員となる、または直接にも間接にも反社会的勢力の利益に資するもしくは協力する行為。
 - (8) 当社がお客様に対しご提供するサービスは、当社がご案内する当社の想定した手段の範囲内に限られ、その範囲から逸脱した行為。
- 2 お客様が、禁止事項に該当する行為を行ったと当社が判断し当社に損害が生じた場合には、当社は一切の契約を締結せず、また保証もせず、形式的に約定等がなされた場合にも遡って無効とすることが出来るものとします。また、逸脱した行為により当社が損害を被った場合、お客様は当該損害に対して損害賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由があっても、約定の無効等によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

第 12 条 期限の利益の喪失

- 1 お客様が、次の各号の事由のいずれかに該当し、または第 11 条に掲げるいずれかの事項に該当したときは、当社から通知、催告等がなくても当社に対する本取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。
 - (1) 支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
 - (6) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき。
 - (7) 本人死亡のとき。

- (8) 心身機能の低下に伴い、本取引の継続が著しく困難または不可能となったとき。
- 2 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。
- (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) お客様の当社に対する債務(ただし、本取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。
- (3) お客様が当社との本約款またはその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。
- (4) 前 3 号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 13 条 期限の利益を喪失した場合等における本取引の転売もしくは買戻し

- 1 お客様が前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社が任意に、お客様が当社の本取引口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な転売もしくは買戻しを、お客様に事前に通知することなくお客様の勘定において行うことに異議のないこと。この場合、当社がお客様の勘定において行ったすべての本取引についての転売もしくは買戻しの結果、お客様の当社とのすべての本取引は一括して当然に終了し、かかる終了によりお客様が当社に対して負う債務は、第 14 条各項に定める差引計算により、お客様の当社に対する単一の債務となり、催告なくして直ちに支払うべきものとなること。
- 2 お客様が前条第 2 項第 1 号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社が任意に、当該遅滞に係る本取引を決済するために転売もしくは買戻しを、お客様に事前に通知することなくお客様の勘定において行うことに異議のないこと。
- 3 お客様が前条第 2 項の各号のいずれかに該当したときは、当社の請求により、当社の指定する日時までに、お客様が当社の本取引口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために転売もしくは買戻しを、当社に注文して行うこと(ただし、前項の規定により当社が転売もしくは買戻しを行う場合を除く。)
- 4 前項の日時までに、お客様が転売もしくは買戻しを行わないときは、当社が任意に、お客様に事前に通知することなくお客様の勘定においてそれを決済するために必要な転売もしくは買戻しを行うことに異議のないこと。
- 5 前各項の転売もしくは買戻しを行った結果、損失が生じた場合には、当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。
- 6 お客様の勘定による未決済の本取引について、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、取引説明書に定める条件(ロスカット条件・マージンカット条件)が成立したときは、お客様が当社に設定した本取引口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な転売もしくは買戻しを、お客様に事前に通知することな

くお客様の勘定において当社が任意に行うことに異議のないこと。

第14条 相殺計算

- 1 期限の到来、期限の利益の喪失または以下に列挙する各号のいずれかに該当し、当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当社は相殺することができること。
 - (1) 口座開設申込時に虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - (2) 本約款のいずれかの規定に違反した場合。
 - (3) 当社Webサイトの運営または当社の電気通信設備に支障を及ぼしまたは及ぼすおそれのある行為を行ったと当社が認定した場合。
 - (4) その他、当社が本取引を継続する事が不適切であると認めた場合。
- 2 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。
- 3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については当社の定める利率および率によるものとし、また差引計算を行う場合債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場を適用し、お客様の当社に対する外貨建ての債権を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における対顧客直物電信買相場を適用すること。ただし、計算実行時に、当該相場がない場合には、それぞれ直前の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場または対顧客直物電信買相場を適用すること。

第15条 証拠金等の処分

- 1 お客様が本約款に基づき当社に対し差し入れる証拠金その他の担保はすべて、お客様が本取引に関連して当社に対し負担する債務を担保すること。
- 2 お客様が本取引に関し当社に対し負担する債務を、期限の利益を喪失した場合を含め、所定の時限までに履行しないときまたは第13条各項による転売もしくは買戻しによりお客様が当社に対し債務を負担することとなったときは、当社が、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、第1項の担保を、お客様の勘定において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意の条件で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当の結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。
- 3 当社は本取引のかかるお客様の債務について、お客様からその弁済を受けるまでは、第2条第5項、第5条第5号の規定に係わらず、第1項の金銭を担保として、留保することが

できる。

第 16 条 充当の指定

債務の弁済または第 14 条の相殺計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができること。

第 17 条 遅延損害金の支払

お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含む。）より履行の日（当該日を含む。）まで、年率 14.6%の割合による延滞損害金を支払うことに異議のないこと。

第 18 条 債権譲渡等の禁止

お客様が当社に対して有する本取引に係る債権は、当社の同意なしにはこれを他に譲渡、質入れ、権利設定その他の処分をしないこと。

第 19 条 報告

第 12 条第 1 項および第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、お客様、相続人または合理的な事由を有する利害関係人は、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の報告をすること。

第 20 条 届出事項の変更届出

当社に届け出た、氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑または住所もしくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の届出をすること。

第 21 条 報告書等の作成および提出

- 1 お客様は、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を日本国の政府機関等あてに報告することに異議のないこと。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力すること。
- 2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されること。

第 22 条 本約款の解約

次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第 11 条及び第 12 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約されること。ただし、解約時においてお客様との本取引等の未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合に

は、その限度において本約款は効力を有するものとする。

- (1) お客様が当社に対し解約の申出をしたとき。
 - (2) お客様から1年以上当社に対する連絡若しくは取引口座へのアクセスが行われていないと当社が判断したとき。
 - (3) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本約款の解約を通告したとき。
 - (4) お客様が本取引を利用することが不相当だと、当社が判断したとき。
 - (5) お客様が暴力団員、暴力団関係者又はいわゆる総会屋等の社会的公益に反する者と判明し、又は疑わしいと判断したとき。
 - (6) お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行ったとき。
 - (7) 第28条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。
 - (8) 前各号のほか、やむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
- 2 前項の場合において、お客様の当社に対するすべての債務を決済した後にお客様の本取引口座に残高があるときの処理については、お客様の指示に従うこと。
 - 3 前項の指示をした場合に、当社の要した実費はその都度当社に支払うこと。

第23条 免責事項

次の各号に掲げる損害については、当社は当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されること。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、金融市場の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受または預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
- (2) 金融市場の閉鎖・混乱等の理由により、当社が取次ぎに応じ得ないことによつて生じる損失。
- (3) 国内の休日ならびに金融機関の休日または当社の取扱時間外のために、お客様の注文に応じ得ないことにより生じる損失。
- (4) 国内の休日ならびに金融機関の休日または当社の取扱時間外のために、本取引に係る諸通知が遅延したことにより生じる損失。
- (5) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。
- (6) 所定の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害。
- (7) お客様の注文ミス又はお客様が必要な確認を怠ったがために、注文が約定され、また約定されなかったことにより生じた損害。
- (8) お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、お客様の入力内容の錯誤、当社のコンピュータ・システム、ソフトウェアの故障、誤作動等、その他一

切の取引に係るコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、システムおよびオンラインの故障や誤作動により生じた損害。

- (9) 第三者による当社システムへの侵入、妨害行為、情報の改ざん等により、当社システムのサービス提供の遅滞、停止を余議なくされた場合に生じた損害。
- (10) お客様があらかじめ当社に登録したログインID、パスワードを使用して発生した損害。
- (11) 本約款または取引規定、取引説明書に当社が免責される旨またはお客様が責任を負う旨が定められた損害。
- (12) その他当社の責めによらない事由に生じた損害。

第24条 バグレートの取扱い

- 1 本システムの配信レートは、インターバンク参加金融機関、もしくはそれに準じるソフトウェア開発運営業者(ASP)から当社が独自に契約して導入する実勢レートをベースに一定のルールを基に作成され配信されていますが、そのレートの品質においては完全ではなく、不適切(異常)なレート(以下「バグレート」という。)が含まれる場合があります。当社は、原則としてバグレートが配信され、そのバグレートによりお客様の注文が約定された場合は、その約定を取消すものとし、また、バグレートにより発生した約定の取消しや訂正及び損害や利益の調整等について、お客様は当社の処理方法を受入れるものとします。
- 2 当社がバグレートであろう疑念を抱いた場合は、速やかにレート配信元である金融機関に確認し、もしくは状況に応じて他の金融機関が配信するレート等を総合的に勘案し、バグレートであることの判断をします。バグレートによる約定であると判断した場合は、速やかにお客様への通知もしくは告知を行うものとし、
- 3 バグレートおよびその取消処理に起因する一切の損害について、当社は免責されるものとします

第25条 通知の効力

当社にお客様が届け出た電子メールアドレス、住所または所在地宛に当社より発信された諸通知が、電子メールアドレス変更、転居、不在、その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または不到達となった場合、通常到達すべき時に到着したものとすること。

第26条 適用法

本約款は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。

第27条 合意管轄

お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。

第28条 本約款の変更

- 1 本約款は法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の必要が生じたときは改訂することができること。
- 2 本約款の改訂がお客様の従来の特権を制限する、若しくはお客様に新たな義務を課すものであったときには、当社のホームページ上で通知するなど、当社の定める方法により通知すること。
- 3 本約款の変更に関する異議がある場合は当社がその都度定める期日までに当社に申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客様はその変更に関する同意したのものとして取り扱うこと。
- 4 上記第3項に関わらず、変更の通知後にお客様が本取引の建玉の決済以外の取引をされた場合は、約款の変更に関する同意したものとみなすこと。

第29条 クーリングオフについて

お客様は本取引の性格上、取引成立後に当該注文に係わる契約を解除すること（クーリングオフ）は出来ないこと。

第30条 分離独立条項

本約款において定めた用語あるいは条項の一部が、違法あるいは無効と判断された場合であっても、それ以外の用語あるいは条項は当然に有効であり、適用法の範囲内で最大限の強制力を有するものとする。

第31条 取得情報の個人利用

お客様は、本取引を利用して得られる数値、ニュース等の情報をお客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等、お客様の個人利用以外を目的とした利用は行なってはならないものとする。

以 上

平成24年1月9日 制定

当社の承諾を得ずに無断で複写・複製する事を禁じます。

ひまわり FX 取引規定

お客様がひまわり証券株式会社（以下「当社」という。）の「店頭外国為替証拠金取引」（以下「ひまわり FX」という。）を行うに際して、基本的な取決めである「店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）約款」（以下「約款」という。）の補足的細則である「ひまわり FX 取引規定」（以下「取引規定」という。）を以下のとおり定める。

第1条 ひまわり FX の利用

約款・取引規定・「店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）レギュラー口座説明書」および「店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）シストレ口座説明書」（以下「取引説明書」という。）に基づいて定められた範囲内において以下の事項に全て該当する場合のみ、ひまわり FX の利用を認められるものとする。

お客様がひまわり FX に係わる約款・取引規定・取引説明書・その他事前に交付された全ての書類を熟読し、内容を十分理解した上で合意し、当社指定の書式に必要事項を記載してひまわり FX の申込みを行い、当社における所定の審査手続を経て承諾された場合。

お客様が入力したログイン ID 及びパスワードが当社によって受理承認された場合。

第2条 ログイン ID、パスワードの管理

約款に基づいて発行されるログイン ID 及びパスワードはお客様の責任において管理され、常にお客様本人が使用するものとし、お客様自身での管理が必要となる。万一お客様のログイン ID 及びパスワードが第三者に使用され取引が行なわれたときなど、いかなる場合であっても、その結果生じた一切の損害について当社は免責されるものとする。

第3条 情報セキュリティロック

当社は、お客様の資産を確実に保護する観点から、情報セキュリティロックの実施を行うものとします。セキュリティ制御は、第2条にあるログイン ID 及びパスワードにてコントロールし、ログイン ID 及びパスワードはお客様ご自身での管理とする。万が一、セキュリティロックがかかってしまった場合、セキュリティ解除までに要する時間内の生じた一切の損害について当社は免責されるものとする。

セキュリティ解除に要する時間とは、ご本人確認等の解除に必要な手続きに要する時間となります。

第4条 FX 取引の注文の受付

お客様が FX 取引を利用して行う売買注文については、お客様が所定の取引画面において注文の入力を行った後、当社においてその入力を受信を確認した時点での受付が成立したものとします。

第5条 ひまわり FX のサービス内容

- (1) 当社は、取引説明書及び当社ホームページに定めるところにより、お客様に対してひまわり FX のサービスを提供するものとする。
- (2) 約款、取引規定等、ひまわり FX についてお客様に提供するサービス内容に関して、事前に通知することなく追加・変更・削除する場合があるものとする。その時の連絡は、第10条に定める方法にてお客様に通知するものとする。

第6条 使用機器及び回線

ひまわり FX はインターネットを通じ、当社ホームページに定める環境にて行うものとする。したがって、お客様がひまわり FX を利用する場合にあたっては、お客様の責任で使用機器及び回線を準備する必要がある。

1 台のパソコンで同時に複数のログインはできません。

同時にログインを行った場合は障害が発生する場合がありますので行わないでください。

第7条 レバレッジについて

ひまわり FX では以下の通りレバレッジの最大値を定める。

個人...預かり評価残高のおよそ 25 倍までの取引が可能

法人...預かり評価残高のおよそ 100 倍までの取引が可能

詳細は、取引説明書および当社ホームページを参照するものとする。

第8条 注文の取消・変更

- (1) お客様はひまわり FX の売買注文について、成立前の注文に限り、取消、変更を行うことができる。
- (2) 回線障害又は通信環境の変化に起因した前項の取消、変更処理が完了しないことによる損害等について、当社は一切の責任を負わないものとする。
- (3) お客様の入力ミス等の事由によりお客様の意思に反して約定した売買注文について、当社は一切の責任を負わないものとする。
- (4) お客様のひまわり FX の売買注文について、以下の事項に該当する場合、当社は決済注文を除き、全ての注文の執行を行わないものとする。ただし、当社が必要と認めた場合はこの限りではない。

お客様の取引口座の取引証拠金が当該注文に対して不足が生じる場合。

お客様がひまわり FX を利用して行った売買注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合。

その他、当社が不相当と判断した場合。

第9条 売買注文成立の確認

お客様は売買注文の成立若しくは不成立を、ひまわり FX 取引画面に表示し、お客様自身で確認するものとする。

第10条 連絡方法

取引に関する通常の連絡方法として、ひまわり FX 取引画面、電子メール、ホームページにて発信するものとする。

第11条 電話等による注文

ひまわり FX 取引画面または当社の用意したインターフェイス以外からの注文は一切受け付けないものとする。

第12条 システム障害

- (1) ひまわり FX においてシステム障害が発生し、お客様がひまわり FX を利用できなくなった場合の注文等については、当社ホームページに定めるところによるものとする。
- (2) 当社はひまわり FX のシステム障害発生時に緊急を要する連絡事項がある場合は、ホームページまたは電子メールにより告知するよう努めることとする。
- (3) 当社はひまわり FX のシステム障害に起因して発生した損害については一切の責任を負わないものとする。

第13条 機器の障害

- (1) お客様の使用する端末機器及び通信回線に不具合が生じた場合、お客様の責任において復旧することとする。
- (2) 当社はお客様の端末機器及び通信回線に不具合が生じての売買注文などによる、不利益については一切の責任を負わないものとする。

第14条 証拠金（追加証拠金を含む。）の入出金

- (1) お客様の証拠金の入出金については約款及び取引説明書に明記、出金依頼についてはひまわり FX 取引画面の出金メニューにて行うこととする。
- (2) お客様はひまわり FX を始めるにあたって、当社の指定金融機関口座に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとする。ひまわり FX は、当社が当該口座への取引証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引可能となる。
- (3) 証拠金の入出金は、金融機関等により時間がかかる場合があり、これに起因するお客様の損害について当社は一切の責任を負わないものとする。

第15条 取引規定、約款並びに取引説明書の訂正と承認

- (1) 取引規定、約款並びに取引説明書は関係法令又は諸規則等の変更、監督官庁の指示、指導若しくはその他必要が生じた時に変更されることがあるものとする。
- (2) 前項通知後にお客様がひまわり FX の決済注文以外の取引を行った場合は、取引規定、約款並びに取引説明書の改定又はひまわり FX に係るサービス内容の変更を承認の上なされたものとする。

第16条 ひまわり FX 残高報告書等の確認

当社からお客様への取引内容等の報告は書面または電磁的方法により行うものとする。

第17条 取得情報の利用範囲

お客様は、ひまわり FX を利用して得られる情報を、お客様の取引の目的のみに利用するものであり、当社の許可なしに第三者への利用目的としないものとする。

以 上

平成24年1月9日 制定

当社の承諾を得ずに無断で複写・複製する事を禁じます。

ひまわりFXオンライン取引利用規定

この「ひまわりFX オンライン取引利用規定」（以下「本利用規定」といいます。）は、ひまわり証券株式会社（以下、「当社」といいます。）がお客様に提供する店頭外国為替証拠金取引（ひまわりFX）システム（以下「本取引システム」といいます。）の利用に関するお客様との取決め事項です。

（本取引システムの利用）

第1条 本取引システムは、お客様が当社の別途定める「店頭外国為替証拠金取引（ひまわりFX）約款」にある店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的とします。

- 2 本取引システムを利用した店頭外国為替証拠金取引に関する取決めは、当社が別途定める「店頭外国為替証拠金取引（ひまわりFX）規定」及び本利用規定によるものとします。

（本取引システムの利用の制限）

第2条 本取引システムに関する著作権及び知的所有権、その他一切の権利は当社に帰属し、お客様は、本利用規定第1条の利用目的に従って、ご自身で本取引システムを利用する場合のほか、本取引システムを、その目的の如何を問わず、複製、加工または再利用することはできません。

- 2 本取引システムを第三者に販売、譲渡、質入、貸与又は頒布すること並びに第三者へ再配信すること、第三者と共同して利用すること、第三者の利用に供することはできません。
- 3 お客様が、第1項及び第2項に違反すると当社が判断した場合、当社はお客様の本取引システムの利用を停止することができるものとします。

（本取引システムの停止及び内容変更）

第3条 本取引システムの保守等の必要があるときは、お客様への事前の通知を行うことなく、本取引システムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

（禁止事項）

第4条 本取引システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本取引システムに対し、不正にアクセスすること及びウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (2) 本取引システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (3) 第三者の利用者IDを利用すること。
- (4) 他人になりすまして本取引システムを利用すること。
- (5) 公序良俗またはその他法令等に反すると認められる行為をすること。

- 2 お客様が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認める場合は、予告することなく、当該お客様による本取引システムの利用を停止することができるものとします。

(当社免責事項)

第5条 本取引システムにおいて提供する情報は、お客様個人による本利用規定第1条の使用目的でのみ使用できるものとし、万一この情報に基づいて被ったいかなる損害についても、当社は一切責任を負うものではありません。

- 2 お客様は、ご自身の投資判断で本取引システムを利用して店頭外国為替証拠金取引を行うことを自認し、当社は、本取引システムを利用した店頭外国為替証拠金取引の結果について、いかなる責任を負うものではありません。
- 3 本取引システムのインストールまたは使用に関連してお客様に直接的または間接的に発生する一切の損害（ハードウェア、他のソフトウェアの破損、データ消去、不具合等を含む。）及び第三者からなされるいかなる請求について当社は一切責任を負うものではありません。
- 4 お客様環境下における本取引システムが、外部要因等により使用できなくなることにより生じたいかなる損害についても、一切の責任を負うものではありません。
- 5 本利用規定第3条1項の規定により本取引システムの休止等を行ったことにより生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負うものではありません。

(本利用規定の改訂)

第6条 本利用規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくは命令、その他必要が生じたときは、お客様への事前の通知を行うことなく、本利用規定を改訂できるものとします。

- 2 本利用規定の改訂がお客様の従来の権利を制限する、若しくはお客様に新たな義務を課すものであったときには、当社のホームページ上で通知するなど、当社の定める方法により通知すること。
- 3 本利用規定の変更に関する異議がある場合は当社がその都度定める期日までに当社に申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客様はその変更に同意したものと取り扱うこと。
- 4 上記第3項に関わらず、変更の通知後にお客様が本取引の建玉の決済以外の取引をされた場合は、約款の変更に関する同意したものとみなすこと。

平成24年1月9日 制定

当社の承諾を得ずに無断で複写・複製する事を禁じます。

以 上